

平成 28 年度第 1 回 長野県地方税制研究会 概要

- [日 時] 平成 29 年 1 月 27 日 (金) 午前 10 時～正午
[場 所] 長野県庁議会棟 第一特別会議室
[出席者] 青木座長、沼尾委員、堀越委員、水本委員、三井委員(全委員出席)
[県 側] 林務技監、林務部各課長、総務部税務課長ほか

[意見概要]

○ 補助金不正受給事案について

- この事案については、組合幹部の私的利用、県の誤った指導が大きな原因だと思うが、後継者やマンパワーの不足、単年度で予算を消化しなければならないといった運営上の問題も背景にあるのでは。県の執行体制に関する取り組みはどうなっているのか。
- この事案は、森林税の継続に大きな影響を持つと思われる。どのくらい、県民に理解されていると県は認識しているか。

○ 第 2 期継続時意見書「4つの制度改善」についての対応状況

- 基金残高が H28 末には約 4 億円となる。国庫補助が対象とならないものに振り向けるべき。目標達成が難しい状況だが、今後の見通しはどうか。
- そもそも目標設定が正しいのか。4 年半前、資料を出してもらえなかった。次回、積算根拠を提出すること。
- 安全に間伐を進めるためには道路整備がまず必要で、その道路整備に予算がつかないのが、間伐が進まない理由だと事業者から聞いた。もっといろいろな制度を組み合わせられないのか。
- やらなければいけない目標面積と、実際にできる面積がかい離していることが基金残の理由なのではないか。
- 独自課税、超過課税を行う際には超過するに足る特別な財政需要を説明すべきなのに、4 年半前、それを説明してもらえなかった。そのブラックボックス的な体質が、補助金不正と根っこでつながるのではないか。
- 超過課税は特別な財政需要に対して行うものであり、本来なら補助裏にあててものではない。里山整備を行う上で、林道整備、担い手育成のどこが足りないのか精査し、必要な政策を作りこむべきだ。補助裏に森林税をあてていることは議会や県民に説明してあるのか。